

予約不要
参加無料

シリーズ憲法講演会 No.33

「53 条訴訟の意義と今後の課題」



2023 年

12 月 23 日 (土)

開場 14:30
15:00 ~ 17:00

岡山弁護士会館 2 階大会議室
(岡山市北区南方 1-8-29)

& YouTube
岡山弁護士会チャンネル



2017 年 6 月 22 日に野党議員が日本国憲法 53 条及び国会法の規定に則って臨時国会の召集を要求したところ、当時の安倍内閣は、召集要求から 98 日後ようやく臨時国会を召集しましたが、会議の冒頭で衆議院を解散したため、結局国会審議は行われませんでした。

この臨時国会召集要求無視について岡山地裁をはじめとして東京・那覇でも憲法違反を問う訴訟が提起され、2023 年 9 月 12 日に最高裁判決がなされました。多数意見は棄却でしたが、憲法違反になりうるとの反対意見がつけられました。

現在、緊急事態を想定した国会議員任期延長の憲法改正が議論に挙がっています。しかし、緊急事態においても臨時国会や緊急集会を適切に運用することによって国会を適切に機能させることが可能なはずで、53 条訴訟最高裁判決を題材に、国会制度と民主主義のあり方を考える講演会を行うこととしました。

オンライン登壇

伊藤真 (弁護士・法学館憲法研究所所長)

憲法価値を実現できる真の法律家・実務家の養成に、40 年以上取り組む。1995 年に伊藤塾を開塾し、塾長として法教育にあたっている。弁護士、伊藤・呉法律事務所所長、法学館憲法研究所所長、日弁連憲法問題対策本部副本部長。

さらに日本国憲法の理念を伝える伝道師として、講演・執筆活動を精力的に行う。専門書、一般書著書多数。現在は、選挙無効訴訟、安保法制違憲訴訟のほか、映画『宮本から君へ』助成金不交付処分取消訴訟、岡口基一裁判官弾劾裁判の弁護団に加わり、憲法価値の実現と立憲主義の回復のため日々積極的に取り組んでいる。

高井崇志 (元衆議院議員・原告)

中学 2 年生のときに「官僚たちの夏」を読み、自らの出世のためではなく、国家国民のために不眠不休で働く主人公に憧れて、国家公務員になる。1993 年に郵政省 (現総務省) に入省し、主に IT 政策を担当する部署を歴任。2001 年に岡山県庁に出向後、情報政策課長として岡山情報ハイウェイの構築に携わる。「政治を変えなければ、この国は没落する」との思いが強くなり、2004 年に総務省を退職。2009 年第 45 回衆議院選挙で初当選し、以後、3 期連続で当選。現れいわ新選組幹事長。岡山・東京・那覇で提訴された 53 条訴訟の岡山訴訟原告。

憲法連続講座 テーマ「憲法と弁護士自治」(仮題) | 講師: 河田 英正 弁護士

2024 年 1 月 12 日 (金) 18 時 ~ | 岡山弁護士会館 2 階大会議室

戦前、弁護士は、現在の法務省の監督下であり、裁判官や検察官よりも低い立場にあるものと取り扱われていました。しかし、日本国憲法下において弁護士法が改正されて「弁護士自治」が認められ、弁護士は国家から独立した対等な立場となりました。この弁護士自治の意義と歴史について学びます。



岡山弁護士会

検索

主催/岡山弁護士会 共催/日本弁護士連合会 (予定)、中国地方弁護士会連合会

お問合せ/岡山弁護士会 岡山市北区南方 1-8-29 | TEL086-223-4401 | URL <https://www.okaben.or.jp/>

たすっぴ